

○農地の貸借について、農地中間管理事業による貸借か農地法第3条による貸借のどちらかになります。

○農地中間管理事業による貸借と農地法第3条による貸借の違い

農地中間管理事業	農地法第3条
市街化区域を除く地域で設定できる。	市内全域で設定できる。
	
<有償の貸借の「賃貸借」の場合> <無償の貸借の「使用貸借」の場合> 両方とも、貸し借りの契約期間が終了すると、自動的に更新せず終了。 更新したい場合は、再手続きが必要。 契約期間:原則10年以上(5年以上可)50年以内	<有償の貸借の「賃貸借」の場合> 貸し借りの契約期間(最初の設定は原則50年以内)が終了しても、「貸し借りをやめます」という届を提出しないと、自動的に更新する。(※農地法の法定更新) <無償の貸借の「使用貸借」の場合> 貸し借りの契約期間が終了すると、自動的に更新せず終了。(期間の上限なし)
随時相談・受付、契約書類一式に押印が揃い次第受付、月末の農業委員会総会に諮問、県(機構)の認可まで約3カ月	毎月15日締め、月末の農業委員会総会で審議、許可(約1～2か月)
申請等に係る添付書類 相続関係図(土地所有者が亡くなっている場合)、物納による賃料譲渡承諾書・合意書等	申請等に係る添付書類 登記事項証明書(1筆600円)、相続関係図(土地所有者が亡くなっている場合)
共有名義の場合は、所有者の過半を超える同意が必要。土地所有者が亡くなっている場合は、相続人の過半を超える同意が必要。	共有名義の場合は、所有者全員の同意が必要。土地所有者が亡くなっている場合は、相続人全員の同意が必要。
問い合わせ先 農業振興課 (TEL089-983-6351)	問い合わせ先 農業委員会事務局 (TEL089-983-6351)

※農地中間管理機構は、市街化区域を除く地域において、農地中間管理権(賃借権等)を有する農用地等の貸付けを事業として行います。